

神戸市海外ビジネスセンター登録アドバイザー制度利用規約

(目的)

第1条 本利用規約は、神戸市内に本社又は事業所を置く企業が、「神戸市海外ビジネスセンター登録アドバイザー制度」(以下「本制度」という。)を利用する場合に適用される利用条件等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本制度 海外ビジネス経験のある企業出身者又は海外ビジネスに関して知見を有する専門家等を神戸市海外ビジネスセンター登録アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)として登録し、アドバイザーによる市内企業への海外ビジネスに関するアドバイス等の活動を通じて、海外の市場動向や規制等に関する知見並びに貿易実務及び海外ビジネスにおけるリスク軽減等の能力の向上を図り、もって、市内企業の海外ビジネス展開を促進するための制度をいう。
- (2) アドバイザー 神戸市海外ビジネスセンター登録アドバイザー制度要綱(以下、「要綱」という。)第3条により登録されたアドバイザーをいう。
- (3) 業務内容
 - ① 市内企業に対する情報提供及びアドバイス
 - ② 市内企業に対する文書による調査報告
- (4) 市内企業 神戸市内に本社又は事業所を置く企業(個人事業主を含む)をいう。
- (5) 被支援企業 市内企業のうち、本制度の利用を希望し、神戸市による審査の結果、本制度を利用することが適切として認めた企業をいう。

(利用申込)

- 第3条 本制度の利用を希望する市内企業は、神戸市に対し、神戸市海外ビジネスセンター登録アドバイザー制度利用申込書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 2 神戸市は、前項の申込があった場合は、内容について審査を行い、被支援企業とすることが適切であると認める場合は、当該市内企業に通知するものとする。被支援企業とすることが適切でないと認める場合も、同様とする。
 - 3 各年度における1社あたりの利用件数の上限については、神戸市が別途規定する。なお、当該年度の予算額に達した場合など、利用状況により申込の受付を停止する場合がある。

(アドバイザーの選定及び業務内容の実施)

第4条 神戸市は、被支援企業の意向を踏まえて、当該被支援企業に対して業務内容を実施するアドバイザーを選定する。

- 2 神戸市は、アドバイザーに業務内容の実施を依頼するときは、神戸市海外ビジネスセンター登録アドバイザー制度業務依頼書（様式第3号。以下、「業務依頼書」）を提出するものとする。
- 3 前項の依頼を受けたアドバイザーは、業務依頼書及び被支援企業が希望する内容に基づき、業務内容を実施する。
- 4 被支援企業が、本制度に含まれない業務を希望する場合は、アドバイザーと別途協議の上、被支援企業はアドバイザーに対して個別に依頼し、その内容について神戸市に報告するものとする。また、本制度に含まれない業務の内容及び結果について、神戸市は一切責任を負わない。

（留意事項）

第5条 被支援企業は、以下の留意事項について理解するとともに、アドバイザーにより実施される業務内容が、被支援企業が求める内容の全てを満たさない可能性があることを了承するものとする。

①情報提供及びアドバイス

アドバイザー1名あたり概ね1時間の面談を1回の単位とする。

②文書による調査報告

A4 1枚程度の調査報告を1回の単位とする。

（利用報告）

第6条 被支援企業は、第4条第3項の業務内容の実施完了後、神戸市に対し、神戸市海外ビジネスセンター登録アドバイザー制度利用報告書（様式第5号）に業務内容の具体的内容を明確に記載し、速やかに提出しなければならない。

- 2 被支援企業は、アドバイザーの行為に対する要望、疑義等がある場合は、神戸市にその旨を報告し、神戸市がアドバイザーに対して聞き取りを行い、必要に応じてアドバイザーに改善を行うよう指導する。
- 3 被支援企業は、業務内容の実施が完了した日の属する年度の末日から1年を経過するまでの間は、業務内容の実施に関して神戸市からの請求があったときは、その状況について報告しなければならない。

（費用）

第7条 本制度の利用にあたり、被支援企業の費用負担は無料とする。

- 2 第4条第4項において、被支援企業が本制度以外の業務をアドバイザーに依頼した場合の費用については、全て被支援企業の負担とする。

（通知）

第8条 神戸市は、被支援企業に対し随時、必要な事項の通知を行う。

- 2 前項の通知は、神戸市が別途定める場合を除き、当該通知の内容を電子メール等によ

って送信した時点より効力を発するものとする。なお、郵送の場合は消印を送信時点とみなす。

- 3 被支援企業は、神戸市からの通知内容を逐次確認する義務を負うものとし、当該確認を怠ったことにより発生した被支援企業の損害に関して、神戸市は一切の責任を負わないものとする。

(制度の中止及び廃止)

第9条 神戸市は被支援企業に事前通知をした上で、本制度の全部又は一部の実施を中止又は廃止することができる。

- 2 本制度の中止又は廃止により被支援企業に損害が発生したとしても、神戸市は一切の責任を負わないものとする。

(支援の実施の一時的な中断)

第10条 神戸市は、次の各号の事由が生じた時は、被支援企業に事前に通知することなく、一時的にアドバイザーによる業務内容の実施を中断することがある。

- (1) アドバイザーが火災、天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議又はその他の不可抗力により、業務内容の実施ができなくなった場合
- (2) 神戸市が火災、天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議又はその他の不可抗力により、本制度の一時的な中断が必要と判断した場合
- (3) 運用上又は組織改変等により、神戸市が本制度の一時的な中断が必要と判断した場合

- 2 前項各号又はその他の事由により、業務内容の実施の遅延又は中断等が発生した場合であっても、これに起因する被支援企業が被った損害について、神戸市は一切責任を負わない。

(本規約違反等への対処)

第11条 神戸市は、被支援企業が本利用規約に違反した場合、又は被支援企業による本制度の利用に関し第三者から神戸市に異議等が為され、かつ神戸市が必要と認めた場合、又はその他の理由で本制度の運営上不相当と神戸市が判断した場合は、被支援企業に対し、次の各号の措置を講ずることがある。

- (1) 本利用規約に違反する行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことの要求
- (2) 第三者との間で、異議等の解消のための協議を行うことの要求

- 2 本条前項各号に定める措置に起因する結果に関し、神戸市に故意又は重大な過失がない限り、神戸市は、免責されかつ損害賠償等は一切負わない。

(その他の禁止事項)

第12条 被支援企業は次の各号に定める行為を行うことはできない。当該行為を行った場合、被支援企業は関連する法律、規則、政令、条例等の法規に定めるところに従い、損

害賠償責任を負うことがあるほか、前条に定める措置を受けることがある。

- (1) 被支援企業が第三者を代理人として業務内容を利用する行為
- (2) 被支援企業が違法行為又は反社会的行為に結びつく、あるいは結びつくおそれのある行為、及びそれらの支援を神戸市又はアドバイザーに求める行為
- (3) 神戸市、アドバイザー及び第三者の著作権又は商標権等の知的財産権を侵害する行為、あるいは侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者の財産、プライバシー及び肖像権を侵害する行為あるいは侵害するおそれのある行為
- (5) 第三者を差別誹謗中傷し、又は第三者の名誉あるいは信用を毀損する行為
- (6) 第三者になりすまして業務内容を利用する行為
- (7) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (8) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (9) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本制度の運営を妨害する行為、神戸市の信用を毀損し、もしくは神戸市の財産を侵害する行為又は第三者もしくは神戸市に不利益を与える行為
- (10) 上記各項の行為に準ずる行為
- (11) その他、神戸市が不相当と判断する行為

(専属合意管轄裁判所)

第 13 条 本利用規約に関して訴訟の必要が生じた場合、神戸地方裁判所または神戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(個人情報保護及び守秘義務の厳守)

第 14 条 神戸市による、本制度における個人情報及び機密情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づくものとする。ただし、本制度で扱う被支援企業の個人情報は、神戸市からの連絡と本制度の円滑な遂行及び改善のための分析に利用するものとする。なお、機密情報とは神戸市情報公開条例第 10 条第 2 号に定められた法人等情報及び被支援企業が機密と指定した情報とする。

- 2 神戸市及びアドバイザーは、業務内容の実施によって知り得た被支援企業の個別の情報、通信内容、企業情報及び経営情報等についてそれらの機密情報を守り、被支援企業の同意が無い限り、第三者に開示しないものとする。
- 3 被支援企業は、本制度の利用によって知り得た神戸市及びアドバイザーの機密情報を守り、神戸市及びアドバイザーの同意が無い限り、第三者に開示しないものとする。

(免責事項)

第 15 条 アドバイザーの業務内容の実施に基づく、被支援企業の個別の商談等に関する経営判断及びその結果は被支援企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市はその責任を一切負わない。

(利用規約の解釈)

第 16 条 被支援企業は、本利用規約に規定のない事項については、神戸市の指示を仰ぐものとする。

附則

本利用規約は、平成 24 年 7 月 31 日から施行する。

本利用規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本利用規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本利用規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

本利用規約は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

本利用規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。